

オープンカウンター方式による見積依頼の公示（役務の提供等）

令和7年10月20日

支出負担行為担当官

盛岡地方検察庁検事正 辻 昌 文
（公 印 省 略）

下記のとおりオープンカウンター方式による見積合わせに付します。

記

1 オープンカウンター方式による見積合わせに付する事項

- (1) 件 名 等 別紙「一覧表」のとおり
- (2) 履行期間 令和7年12月1日から令和8年3月31日まで
- (3) 履行場所 交付する各業務の請書（案）のとおり
- (4) 仕 様 等 交付する各業務の請書（案）のとおり

2 オープンカウンター方式による見積合わせに関する参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同令第70条中、特別の理由がある場合に該当する。

- (2) 次の各号のいずれかに該当する者であること。

ア 令和7・8・9年度法務省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において、D等級以上に格付けされ、東北地域の競争参加資格を有する者

イ 盛岡地方検察庁が作成する随意契約登録者名簿に記載された者

ただし、上記ア、イのいずれも該当しない者であっても、過去の実績等により十分な履行能力が証明できるときは、支出負担行為担当官において、参加を認める場合がある。

- (3) 次の各号のいずれにも該当しない者であること。

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する

- 暴力団員をいう。以下同じ。) である者
- イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
- ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者
- オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- カ 暴力的な要求行為を行う者
- キ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- ク 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- ケ 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- コ その他前各号に準ずる行為を行う者

3 契約条項を示す場所及び問合せ先

〒020-0023 岩手県盛岡市内丸8-20

盛岡法務合同庁舎1階 盛岡地方検察庁会計課

担当：盛岡地方検察庁会計課

電話：019-622-6197（直通）

FAX：019-622-6453

E-mail: ppo47-kaikeika.1iw@^{いち}i.moj.go.jp

4 請書（案）等の配布期間及び配布場所

(1) 配布期間

令和7年10月20日（月）から同年11月5日（水）までの間
（上記期間中、平日の午前9時から午後5時まで。）

(2) 配布場所

原則、上記3の盛岡地方検察庁会計課とする。

〒020-0023 岩手県盛岡市内丸8-20

盛岡法務合同庁舎1階 盛岡地方検察庁会計課

なお、請書（案）等は、電子メール等で請求することができる（請求者氏名、住所（法人の場合は法人名及び担当者名並びに所在地）及び電話番号を電子メール等で通知すること。）。

請求先メールアドレス（ppo47-kaikeika.1iw@^{いち}i.moj.go.jp）

5 提出書類の提出方法、提出期限及び提出場所

(1) 提出書類

見積書の提出を希望する者は、次に掲げる書類を提出すること。

ア 令和7・8・9年度法務省競争参加資格（全省庁統一資格）の写し
本資格を有する場合、必ず提出すること。

なお、アの資格を有しない者で、盛岡地方検察庁が作成する随意契約登録者名簿に記載されていない者については、十分な履行能力があるか確認するため、支出負担行為担当官において、過去の実績等を問い合わせることがある。

イ 誓約書（役員等名簿添付）

(2) 提出方法

以下の方法により提出することとし、提出期限必着とする。

ア 持参

イ 電子メール

ウ 郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便

(3) 提出期限

令和7年11月5日（水）午後5時（必着）

(4) 提出場所

上記3のとおり。

6 見積書の提出方法、提出期限及び提出場所

(1) 提出方法

上記5(2)に同じ。

見積書への押印については、省略することができる。

ただし、押印を省略する場合は、当該書類に、担当者の氏名及び連絡先を記載するなどして、書類の真正性を担保しなければならない。

(2) 提出期限

上記5(3)に同じ。

(3) 提出場所

上記3のとおり。

7 見積合わせの日時

令和7年11月6日（木）午前10時

8 見積書に記載する見積価格

見積書に記載する見積価格は、総価で記載し、消費税及び地方消費税を含めた合計金額を記載すること（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）。

9 契約の相手方の決定方法

有効な見積りを行った者のうち、予算決算及び会計令99条の5の規定に基づいて決定した予定価格の制限の範囲内で、最も安価な見積書を提出した者を契約の相手方とする。

10 見積りの無効

本公示に示した参加資格のない者が提出した見積り及び見積りに関する条件に違反した見積りは無効とする。

11 契約保証金の納付
免除

12 契約書又は請書の作成の要否
請書の作成を要する。

13 その他

詳細は、盛岡地方検察庁オープンカウンター方式による見積合わせ実施要領、請書（案）等による。

一覧表

- ・令和 7 年度盛岡法務合同庁舎敷地内除雪業務
- ・令和 7 年度盛岡地方検察庁遠野支部敷地除排雪業務
- ・令和 7 年度盛岡地方検察庁水沢支部敷地除雪業務